

当該市町村の独自の施策で合併後も存続するとして各種事務事業調整方針案一覧表

各市町村の区分について

「適用」：当該市町村においても新潟市の制度を適用する。(新潟市に制度があり、当該市町村に制度がない場合)

「統一」：新潟市の制度に統一する。(当該市町村においても制度はあるが、当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合、または、新潟市のサービスと同程度である場合など)

「廃止」：新潟市に制度がなく、当該市町村に制度があり、合併後、当該市町村の制度を廃止する場合。

「なし」：新潟市及び当該市町村に制度がなく、合併後も制度を設けない場合。

「独自」：当該市町村の独自の施策で合併後も存続する場合。

分野	事業名	新潟市	新津市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村	比較表ページ	岩室村比較表	調整案ページ
保健福祉	放課後児童健全育成事業		独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	16	4	2
	地域子育て支援事業		独自	統一	統一	適用	適用	統一	統一	統一	適用	統一	統一	統一	18	4	3
	ファミリーサポートセンター運営事業	なし	なし	独自	独自	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	20	4	4
	生きがいデイサービス事業		独自	独自	独自	独自	統一	適用	統一	独自	統一	統一	統一	独自	106	11	5
	敬老事業	なし	廃止	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	110	11	6
	高齢者等福祉バス運行事業		適用	適用	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	独自	統一	統一	112	12	7
	コミュニティデイホーム事業	なし	独自	なし	なし	なし	なし	なし	独自	なし	なし	なし	なし	なし	116	12	8

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	PAGE
放課後児童健全育成事業	新潟市		16
放課後児童健全育成事業	新津市	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間については、新津市域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	白根市	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、白根市域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	豊栄市	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	小須戸町	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会については、小須戸町域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	横越町	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会については、横越町域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	亀田町	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、亀田町域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	岩室村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、岩室村域に限定して、現行のとおりとする。	4
放課後児童健全育成事業	西川町	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、西川町域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	味方村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会については、味方村域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	潟東村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会については、潟東村域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	月潟村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、月潟村域に限定して、現行のとおりとする。	16
放課後児童健全育成事業	中之口村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、一日単位の利用については、中之口村域に限定して、現行のとおりとする。	16

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
地域子育て支援事業	新潟市		18
地域子育て支援事業	新津市	新津市域に限定して、現行のとおりとする。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	18
地域子育て支援事業	白根市	新潟市の制度に統一する。	18
地域子育て支援事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	18
地域子育て支援事業	小須戸町	新潟市の制度を適用する。	18
地域子育て支援事業	横越町	新潟市の制度を適用する。	18
地域子育て支援事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。	18
地域子育て支援事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。	4
地域子育て支援事業	西川町	新潟市の制度に統一する。	18
地域子育て支援事業	味方村	新潟市の制度を適用する。	18
地域子育て支援事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	18
地域子育て支援事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	18
地域子育て支援事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	18

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	PAGE
ファミリーサポートセンター運営事業	新潟市	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	新津市	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	白根市	白根市域に限定して、現行のとおりとする。ただし、合併後、一定の段階で有償ボランティアでの展開の可能性を含め検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。ただし、合併後、一定の段階で有償ボランティアでの展開の可能性を含め検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	小須戸町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	横越町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	亀田町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	岩室村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	4
ファミリーサポートセンター運営事業	西川町	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	味方村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	潟東村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	月潟村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20
ファミリーサポートセンター運営事業	中之口村	制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	20

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
生きがいデイサービス事業	新潟市		106
生きがいデイサービス事業	新津市	新津市域に限定して、現行のとおりとする。	106
生きがいデイサービス事業	白根市	白根市域に限定して、現行のとおりとする。	106
生きがいデイサービス事業	豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。	106
生きがいデイサービス事業	小須戸町	小須戸町域に限定して、現行のとおりとする。	106
生きがいデイサービス事業	横越町	新潟市の制度に統一する。	106
生きがいデイサービス事業	亀田町	新潟市の制度を適用する。	106
生きがいデイサービス事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。	11
生きがいデイサービス事業	西川町	西川町域に限定して、現行のとおりとする。	106
生きがいデイサービス事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	106
生きがいデイサービス事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	106
生きがいデイサービス事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	106
生きがいデイサービス事業	中之口村	中之口村域に限定して、現行のとおりとする。	106

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
敬老事業	新潟市	制度なし	110
敬老事業	新津市	新津市の制度は廃止する。	110
敬老事業	白根市	白根市域に限定して、現行のとおりとする。	110
敬老事業	豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。	110
敬老事業	小須戸町	小須戸町域に限定して、現行のとおりとする。	110
敬老事業	横越町	横越町域に限定して、現行のとおりとする。	110
敬老事業	亀田町	亀田町域に限定して、現行のとおりとする。	110
敬老事業	岩室村	岩室村域に限定して、現行のとおりとする。	11
敬老事業	西川町	西川町域に限定して、現行のとおりとする。	110
敬老事業	味方村	味方村域に限定して、現行のとおりとする。	110
敬老事業	潟東村	潟東村域に限定して、現行のとおりとする。	110
敬老事業	月潟村	月潟村域に限定して、現行のとおりとする。	110
敬老事業	中之口村	中之口村域に限定して、現行のとおりとする。	110

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
高齢者等福祉バス運行事業	新潟市		112
高齢者等福祉バス運行事業	新津市	新潟市の制度を適用する。	112
高齢者等福祉バス運行事業	白根市	新潟市の制度を適用する。	112
高齢者等福祉バス運行事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	112
高齢者等福祉バス運行事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。	112
高齢者等福祉バス運行事業	横越町	新潟市の制度に統一する。	112
高齢者等福祉バス運行事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。	112
高齢者等福祉バス運行事業	岩室村	新潟市の制度に統一する。	12
高齢者等福祉バス運行事業	西川町	新潟市の制度に統一する。	112
高齢者等福祉バス運行事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	112
高齢者等福祉バス運行事業	潟東村	潟東村域に限定して、現行のとおりとする。	112
高齢者等福祉バス運行事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	112
高齢者等福祉バス運行事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	112

各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	Page
コミュニティデイホーム事業	新潟市	制度なし	116
コミュニティデイホーム事業	新津市	新津市域に限定して、現行のとおりとする。	116
コミュニティデイホーム事業	白根市	制度なし	116
コミュニティデイホーム事業	豊栄市	制度なし	116
コミュニティデイホーム事業	小須戸町	制度なし	116
コミュニティデイホーム事業	横越町	制度なし	116
コミュニティデイホーム事業	亀田町	亀田町域に限定して、現行のとおりとする。	116
コミュニティデイホーム事業	岩室村	制度なし	12
コミュニティデイホーム事業	西川町	制度なし	116
コミュニティデイホーム事業	味方村	制度なし	116
コミュニティデイホーム事業	潟東村	制度なし	116
コミュニティデイホーム事業	月潟村	制度なし	116
コミュニティデイホーム事業	中之口村	制度なし	116